

規制シート(様式)

(別紙1)

160196800890001

平成28年4月6日

規制の名称	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の労働社会保険関係法令に基づく書類作成の代行等の禁止	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条第1号から第2号、第27条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局監督課 課長 荒木 祥一
規制目的	複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者である社会保険労務士又は社会保険労務士法人のみにその業務を行わせる必要があるため。		
規制内容の概要	社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことを禁止している。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>労働社会保険関係法令に基づく書類作成及び提出等の法的義務については、資本関係にあるか否かには関係なく、それぞれの法令で定められた主体ごとに別個に発生するものであるから、各法令でそれらの履行を義務付けられた者がそれぞれの責任において行う必要がある。</p> <p>その例外として、それぞれの義務主体が、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。)に労働社会保険関係法令に基づく書類作成及び提出等の事務を委任することを社会保険労務士法が認めている。これは、社会保険労務士等は、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により、労働社会保険諸法令に通暁した資格者として当該事務を適正に遂行する能力を担保されているからである。また、社会保険労務士法には、その職務を適正に遂行するための規制が設けられているところ、同法の規制に服さない者が社会保険労務士の業務ができることとなれば、その者が適正に業務を行わなかった場合に懲戒処分等の事後措置ができないこととなる。</p> <p>このような専門的な能力の担保とその職務の適正な遂行のための規律は、土業法の根幹となる部分であり、土業の制度趣旨にかんがみると、ここに資格を有さない者等を介在させる例外的措置を採ることはできない。</p> <p>以上から、資本関係にある企業に対してであっても、社会保険労務士等以外の者である場合には、労働社会保険関係法令に基づく書類作成及び提出等の事務を業として行わせることはできないものである。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制を維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	未定		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>